

平成29年12月三種町議会定例会会議録

平成29年12月14日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	5番	清水欣也
6番	工藤秀明	7番	高橋満
8番		9番	鈴木一幸
10番	小澤高道	11番	成田光一
12番	加藤彦次郎	13番	後藤栄美子
14番	堺谷直樹	15番	伊藤千作
16番	平賀真	17番	児玉信長
18番	金子芳継		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

4番 三浦敦

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	腰丸豊
企画政策課長	相原信孝	税務課長	岡部衛
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加賀谷司
健康推進課長	佐々木里史	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長補佐	牧野誠一	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤吉弘	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	櫻庭一則
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成29年12月13日(水)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	議会運営委員長の所管事務調査報告
日程第6	広報広聴常任委員長の所管事務調査報告
日程第7	請願・陳情等(請願第1号~陳情第12号)の上程(委員会付託)
日程第8	議案(報告第10号~議案第100号)の上程 ・提案理由の説明 町長
日程第9	一般質問

平成29年12月14日(木)

日程第9 一般質問

平成29年12月15日(金)

日程第10	報告第10号	専決処分の報告について(公用車接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件)
日程第11	議案第82号	三種町秋田県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
日程第12	議案第83号	三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第84号	三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第85号	三種町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第86号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第87号	三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第88号	三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第89号	三種町記号式投票に関する条例の廃止について
日程第19	議案第90号	三種町選挙公報の発行に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第91号	三種町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について

日程第21	議案第92号	三種町営住宅の設置及び管理に関する条例及び三種町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第93号	平成29年度三種町一般会計予算の補正について
日程第23	議案第94号	平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第24	議案第95号	平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
日程第25	議案第96号	平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
日程第26	議案第97号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
日程第27	議案第98号	平成29年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第28	議案第99号	平成29年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について
日程第29	議案第100号	平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について
日程第30	発委第2号	三種町議会委員会条例の一部改正について
日程第31	発委第3号	三種町議会会議規則の一部改正について
追加日程第1	請願第1号	米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願
追加日程第2	請願第2号	種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願
追加日程第3	陳情第9号	核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情
追加日程第4	陳情第10号	消費税を10パーセントに増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情
追加日程第5	陳情第11号	「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書
追加日程第6	陳情第12号	国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書
日程第32	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	
日程第33	広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査の件	

一、本日の会議に付した事件
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成29年12月14日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）
おはようございます。
本日の会議を開きます。
本日の出席議員数は16名であり、定足数に達しております。
なお、三浦 敦議員からは欠席届が出されております。
日程第9. 昨日に引き続き、一般質問を行います。
順次発言を許します。11番、成田光一議員。11番。
11番（成田光一）
それでは、私のほうから、さきに通告しております2件について質問させていただきます。
初めに、「東京みたね会及び北海道みたね会のあり方について」と題して質問させていただきます。
毎年1回、東京みたね会と北海道みたね会の総会の開催にあわせて、当町からは町長ほか各団体の代表者が交流会に参加するため出向いております。このことについて質問をいたします。
1つ目、ことしも11月12日に東京みたね会が、また、11月19日に北海道みたね会がそれぞれ総会を開催しております。その後の交流会・懇親会へ当町からはどのような方々が参加をしたのでしょうか。また、どのような催し物を行い、状況はどうであったのかをお聞きいたします。
2つ目、交流会に参加をして、その成果を当局はどのように捉えているのでしょうか、伺います。
続きまして、大きな2つ目であります。
「大曲地区の歩道拡幅工事の進捗状況と今後の町のかかわり方について」と題して質問させていただきます。
この工事は、現在、地権者の協力のもと盛んに進められております。全体的にはおくれが出ていっているように感じられますが、町ではその進捗状況をどの程度把握をしているのでしょうか、伺います。
また、今後、未着工部分の工事を円滑に進めていただくためにも、町として何らかのかかわりを持って行くべきだと思いますが、その考えを伺います。
以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（金子芳継）
11番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。
町長（三浦正隆）
おはようございます。
11番、成田光一議員の1点目のご質問にお答えいたします。
初めに、東京みたね会と北海道みたね会のあり方についてでありますけれども、東京みたね会への町関係の参加者は、私のほかに金子議会議長、

そして、見上廣美 J A 秋田やまもとの代表理事専務、嶋田博光三種町商工会長さん、それから、畠山慶午さん、NPO 法人三種町観光協会会長さんのほかに企画政策課から 5 名、町の特産品販売担当が 5 名、じゅんさいだまこ鍋担当 5 名の総勢 20 名となっております。

催し物につきましては、橋本五郎さんの 30 分間の講演、そして、わらび座座友の近藤真行さんの歌や踊り、それから、お楽しみ抽選会、たくさん賞品がございまして、お楽しみ抽選会を開催しております。

状況につきましては、同期会形式での参加もあり、昨年よりも参加者がふえ、会場が狭いぐらいの感がありました。また、毎年のことではありますけれども、用意した町の特産品もほぼ完売しまして、じゅんさいだまこ鍋も大変好評でございました。

次に、北海道みたね会への町関係の参加者は、私のほかに金子議会議長、それから、見上廣美 J A 秋田やまもと代表理事専務、畠山慶午三種町商工会副会長のほかに企画政策課の職員が 2 名でございます。

催し物につきましては、三種町方言寸劇同好会、これは琴丘地区の山谷のほうで活動されておるといふふうに聞いておりますけれども、による方言寸劇と、それから、有志によるカラオケの披露でありました。

状況につきましては、出身地である旧 3 町の枠を超えて和気あいあいの雰囲気であるさと談義に大変盛り上がっております。

2 つ目の、参加しての成果をどう捉えるかについてでありますけれども、東京みたね会につきましては、参加者がふえていること。それから、親子と思われるような若い人たちも参加しております、評価されると思います。また、北海道みたね会につきましては、2 名の若い会員が加入したことや、次回から、これまでよりも参加するのに利便性の高い場所を予定されているというふうに伺っています。札幌大通り公園のテレビ塔を会場に開催することを決定したことなどが評価され、今後の発展が期待されるのではないかとこのように考えております。

それから、次に、大曲地区の拡幅工事についてお答えいたします。

一般国道 7 号の大曲地区歩道拡幅工事につきましては、町としても、国交省能代河川国道事務所と連携、協力を図っているところであります、一定の進捗を見ているところでございます。

用地補償につきましては、当初、平成 26 年度の関係者への補償説明会時に、平成 28 年度までの契約とその後の工事实施を予定している旨、国より説明をしておりました。しかしながら、用地測量、土地調査の結果、多くの地区で地図の訂正が必要ながことが判明し、この国土調査地図の訂正に 27 年度の初めころまでの期間を要しております。このため用地交渉の開始自体がおくれまして、27 年度途中から本格的に用地交渉の協議に入っております。

現時点での進捗状況でございますけれども、件数では約 110 件中、60 件が進んでおまして、約 55% の進捗となっております。それから、

面積では約 6,500 平米中、予定しているところのうち、43% の約 2,800 平米の取得となっている状況でございます。また、移転戸数では住家約 20 戸中、14 戸、70% が契約済みとなっております。

大曲地区の工事は、バイパス方式による整備と異なりまして、現道拡幅であります。用地補償の対象のほとんどが現実に居住している家屋であったり、それから、塀とか庭木といった支障となる物件を有していたりと、移転が必要なことを考慮しますと、能代河川国道事務所からは最大限の努力をいただいているところではありますけれども、今後とも一定程度の期間を要すると考えているところであります。

今後も能代河川国道事務所と連携をとりながら、必要に応じ地権者とも連絡・調整を行うなど、早期の完成に向け、協力できる部分は協力してまいります所存でございます。

また、議員各位におかれましては、側面からのご支援をいただきますようお願い申し上げます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

11 番、成田光一議員の再質問を許します。11 番。

11 番（成田光一）

今質問の中でいろいろと現状について、まず、東京みたね会からのほうになりますけれども、ありました。そういった中で、今回の交流会では、移住・定住の説明とかそういった部分というのは、今の説明にもなかったんですが、そういうコーナーとか設けてやったりはしなかったんでしょうか。ちょっとその辺、お聞きします。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

コーナーは設けてございませんけれども、常日ごろ、役員会でお願いしているところでございます。それから、役員の皆様には PR 大使という形で委嘱しておまして、町の広報も届けているところでございまして、町の状況については逐次連絡を取り合っているという状況でございます。

また、総会資料には、きちんとした形で体験ツアーやら、移住・定住の勧めやら、それから、ふるさと納税やら、そういうページを設けて記載しております。

以上です。

議長（金子芳継）

11 番。

11 番（成田光一）

移住・定住政策というのは、日本全国どこでもクローズアップされて久しくなっている時代であります、これは人口減少の観点からも、必ずど

こかでもやっているところでもあります。常に本腰を入れてやっていることだと思っています。

東京みたね会としての、この移住・定住に対しての独自の活動というのはやっていないんですか。ちょっとその辺、お聞きします。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）
お答えします。

移住・定住と東京みたね会の関係につきましては、かつて、団塊の世代の大量退職という時期がございまして、そのころのアンケートでは約40%の方が条件が整うと田舎に帰りたいたいというようなことでしたので、町としましては移住関係に力を入れてきたところでございます。

NPO法人一里塚と町と共同作業というような形でございましたけれども、ふるさと会を中心として、体験ツアーという形で町を知ってもらうというようなことを進めてまいりました。しかしながら、既にそれをもとに移住してきた方が何名かおるんですが、その後、固まったといいますが、東京に残るといような意思が強いもので、その後はだんだん、ふるさと会の役員を中心とした移住政策であったりとか、体験ツアーであったりとかはだんだん薄くなってきたような感じはしております。

以上です。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）

今の説明ですと、だんだんそういった移住・定住に関しては、余り取り上げる機会がなくなってきたと、こういうふうな認識になるわけなんです。こういったことというのは、やっぱり年々下火になるんじゃないかと、人口は逆に減っていているわけですので、もっとやっぱり当局として力を逆に入れていかなければならない部分だと思いますが、東京みたね会だけではこれは対応できない部分になってきたという認識でよろしいですか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）
お答えします。

残念ながら、東京みたね会の平均年齢がだんだん高齢化してきている部分もございまして、その生活を捨てて田舎のほうにUターンしてくるといような状況はだんだんと厳しくなっているのかなというふうに感じております。

昨年の成田議員の9月の一般質問では、若い人を何とかしなさいという方向性を出されておりましたので、その方向に従いまして、町では「たま

り場」という、試験的に今現在やっているところでもございまして、若い世代、帰りたくても帰りづらい方々、そういう方々の意見を取り入れて、この後、そういう方向でUターン、Iターン、そういう方向で進めていけたらということでも試験的にやっているところでございます。

以上です。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）

今、たまり場の話が出ましたけれども、これはきのうの町長の行政報告の中でも入っていましたので、後ほど、今の質問、別個にさせていただきます。

会員が高齢化してきているんだということでもあります。これは当然やむを得ないことでもありまして、その高齢化を理由に、そういう移住・定住政策に関してどんどん下火になっていくような状況だというのは、やっぱりこれは違うんじゃないかなと思うんですね。やっぱり、そういった部分も、これはしようがないとしても、やっぱりそこで若い人が育っていくような施策というか、対策を考えていかないと、みたね会の交流会がただの親睦会になってしまっただけでは、やっぱり町から20人も総勢行っているわけですので、そういうことではちょっと方向性が違ってきているのかなというふうな認識を思います。

どうでしょうか。そういう解釈でよろしいですか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）
お答えします。

みたね会の役員会に参加させてもらったりして、いろいろ提案もしております。例えば簡単にできそうな花見だったりとか、バーベキューだったりとか、カラオケ大会だったりとか、そういう若者向けのミニイベントをやっていただけないかというようなことも提案してまいりましたが、なかなか思うように準備が整わないということで現実に至ってはおりません。一度だけ、三浦隆司の応援というふうな形で、一度だけはうまいぐあいに役員と町等と、それから三浦隆司後援会と一体となって、一度だけ、ミニイベントのような形で開催しているところはあります。

以上です。

議長（金子芳継）
町長もありますか。町長。

町長（三浦正隆）

移住・定住ということにつきまして、ちょっと私の考えていることをちょっとお話ししたいと思いますけれども、先ほど、企画政策課長のほうからも話がありましたように、数年前と今はちょっと状況が変わってきてい

まして、団塊の世代の人たちが、さかり、ふるさと回帰、それから田園回帰という時代がかなり強調された時期もありましたけれども、最近、逆に、団塊の世代の人たち、皆、奥さんの協力を得ないと、オーケーが出ないと、なかなか帰ってこられないというような状況が現実だというふうに思っています。

余り、今、町のほうでは、表面切って「移住してください」、「定住してください」、これはふるさと会だけじゃなくて、ほかの場合もそうですけれども、移り住むということだけを強調してしまいますと、かえって引いてしまうといえますか、逆に相手のほうでちょっと敬遠してしまうというところがあります。

今町のほうでは、考えているのは、東京の北千住のたまり場もそうですけれども、町に対していろいろ応援してやろうと、「関係人口」という言葉を最近使うようになっていますけれども、三種町に対して応援してやろうという人たちをどんどんふやして、そういう人たちが場合によっては移住する、定住する場合もあるでしょうし、それから、いろいろな知恵を、三種町の課題解決のために知恵を出してくださる。そういう三種町のファンを拡大するというのを今ちょっと主眼にしております、余り、移住・定住とかを前面には出さないような、本当、気持ちの中では思っているんですけども、表面には出さないような形でやっております。

ふるさと会の皆さんも、11時半から始まって30分で総会等々を終わります、五郎さんの後援会が12時。30分で12時半。ところが、五郎さんが話しているときも、結構、みんな懐かしくて、私語がたくさんあります、五郎さんもちょっとトーンを高くしたりなんかして、ようやくしんとするような形になるわけですけども。やっぱり、皆さん、ふるさとの皆さんが集まると、ふるさと談義の話のほうで先行してしまっていて、なかなかその場で移住の話、じゃあ、15分させてくださいというわけにも、ちょっと場の雰囲気壊すような形で、ちょっと遠慮していません。前にはビデオを流したこともございました。ずっと流したこともございましたけれども、そういう意味では、ちょっと効果がなかったなと思っています。12時40分ごろから、懇親会が始まりまして、終わりが3時半ごろでしょうか。3時間弱ぐらいの時間なんですけれども、結構、それぞれのテーブルは、回ってみますとにぎやかに話はされています。それから、物産なんかも結構買われておまして、ふるさとに対する思いは、私は強いんじゃないかなと思っていますが、じゃあ、移住するか、定住するかという話になりますと、これはまた話は別でございまして、なかなか現実にはそこまで進められないというのはありますけれども。

ただ、先ほど課長のほうからも話しましたように、みたね会の役員の方にはちゃんと町のほうの意向は伝わっているはずでございまして、いろいろサポートしていただいているというのが現状でございまして。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

私もかつてNPOの団体に所属していたころ、かれこれ何年になるのかな、合併する前の話ですけども、このみたね会、当時のふるさと会に二度ほど参加させてもらったことがあります。あのときは、当時の役員の方々も率先してその場所での移住・定住相談コーナーというのを設けて、我々、そこに座ってやったんですけども。やっぱり、そういう役員の方々も一生懸命になってやってくれていました。時代が変わったのでという、今の町長の説明ですので、それはそれで、じゃあ、やむを得ないことなのかなというふうに解釈しなければならないわけですし、みたね会の今のあり方を、そうすれば、やっぱり変わっていかなければならない。みたね会そのものを私はどうのこうの言っているつもりはありませんが、そういう時代がやっぱり来ているとすれば、現状のような、例えば予算措置の仕方においても、またちょっとやっぱり考える時期に来ているのかなというふうに思います。

どうか、ひとつ、その辺、来年度、10回目の節目、また北海道に関しては5回目の節目ということですので、含めて、出席する方々も含めて、一回、ちょっと議論する場があってもいいのかなと思います。盛大にやることを別に私は反対はしませんし、そうやって一生懸命参加して、ふるさと談義にまずその場をつくるのは、楽しみにして来るから、だんだん、東京みたね会に関しては参加者がふえていることだと思いますので、それはそれでよしとしてやっていきたい、結構だと思いますが、ぜひ、ひとつ、考えていただきたいことだなというふうに思います。

先ほどから、北千住の東京たまり場事業、きのう、町長が行政報告でも説明してありましたけれども、この辺、もうちょっと詳しく説明してもらえませんか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 通告にはなっていないけれども、関連ということでお答えしたいと思います。

三種町の東京のたまり場につきましては、まず、拠点を持ちたいんだというのが一つのきっかけでございました。いろいろ、ふるさと納税やら、それから、移住・定住やらをやっている中で、やっぱりある程度決まったときにそこに行くと三種町関係の人がいたりとか、情報が手に入ったりとか、そういう拠点が欲しいんだというのが最初でございましたけれども、運良く、東北の応援団長と自称しているそのビルのオーナー社長さんとおつき合いうことができて、じゃあ、うちのところで試験的にやってみたらということになりました。

それで、ことしから、毎月第3日曜日、三種町の「三」にかけまして、

そこに行くのと三種町の情報が手に入ったりとか、それから、移住相談を受けられたりとか、それから、物販を買えたりとかということを経験的にやってくるところがございます。

そこでは、インターネットを活用した放送局も開設しておりまして、わざわざ三種町のためにそのプログラムを変更していただいて、その時間帯で三種町のPRができるように配慮していただいたりとか、そこで集まってくる若い世代が三種町の応援団になってくれたりとか、さまざまな融合的な、有機的なつながりができてきております。その方々を中心に、三種町のほうでは体験ツアーを一度計画しておりまして、三種町のよさを確認してもらい、さらに発展してPR活動等に頑張ってもらおうというような流れでできております。

したがって、三種町から都会に出ていった若者、学生であったり、就職であったり、若者がもし万が一、何かで躓いたときとかあれば、そういうところでフォローもできるのではないかとというようなことも考えております。

そうした形で、まだ1年たっていませんが、やってきた中で、これは何となく手応えがあるなということで、この後、もうちょっと関係者と話し合いながら、どうしたら、効果的にいくかということを決めていきたいなと。来年度の事業にも反映させていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

いわゆる若者たちのたまり場という解釈でいいと思うんですけども、それこそ、昨年12月に、私、一般質問したときに、みたね会について、さっき課長が言ったとおり、青年部なるものをつくってはどうかという提案をしていました。当初、課長の答えは、返事は、「検討します」ということで、それをまさにこれはやってくれているのかなというふうに、今、解釈、理解しているところであります。

たまり場、北千住のところというのは、町では別に予算とかつけてやっているとかということではないんですよね。財源はどうやってやっているんですか、これは。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

1階部分と5階部分を借りているところがございます。非常に交通量の激しい駅前、歩いてすぐの場所で、それから、若い人がかなり多い北千住という場所であり、本来であれば、とんでもない金額の使用料がかかるわけ

なんですけれども、応援団長を自称している社長の厚意によりまして、1回2万円という格安で借りている部分です。その予算につきましては、町の予算に盛り込んでございます。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

1回2万円、高いか、安いか、別として、これから可能性のあるところだとすれば、やっぱりこういった部分にもっと町としても予算を置いてもいいのではないかなというふうに今思いました。

一人一人が定住してきた場合の試算というのが、それぞれ、当局で、みんな町ごとに違いますけれども、試算というものが出ているようです。ネットで調べてみましても、それぞれの町によって全然金額が違うわけなんですけれども、やっぱりそういう一人一人の試算というものを考えて、定住させることができた場合の経済効果というのは、今これから可能性のある場所への投資のほうが、投資はよほど安いわけですので、ぜひ目標を持ってやっていていただきたいものだなというふうに思います。

ちなみにですけども、東京みたね会、今回20名行っています。そのほかに年50万の補助金を出しているわけなんですけれども、これ含めて、みたね会にかかる経費というのはどのくらいになっているものですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（相原信孝）

課長 お答えします。

みたね会へは50万円の補助金、それから、それにかかわる町の総額でございまして、現在のところ、225万7,916円となっております。

以上です。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

225万、高いか、安いか、わかりませんが、こういった金額を東京みたね会を別として、また同じような形で、北千住たまり場事業のほうに、もし、設けるといって、そういったことができるとするならば、もっと変わった効果が、もともとみたね会で求めていた効果が時代で終わったということですので、新しくそういった方向に予算をつけるべきが本来のあり方かなというふうに私は思います。

その辺、どう思いますか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策 (相原信孝)

課長 お答えします。

新年度予算の編成のほうに、今現在、入っているところでございますが、これまでの試験的に実施してきた内容を精査しまして、どのような形で予算を盛り込めば効果が上るのかというものをきちんと踏まえて、できるだけ成田議員のおっしゃるような形で進めていければと考えているところでございます。

以上です。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (成田光一)

ぜひ、個人的な感覚ですけれども、そういう方向が望ましいのかなと思います。くれぐれも東京みたね会に失礼のないようなやり方をお願いしたいというふうに思います。

先ほどもちょっと話しましたが、一人が定住した場合の経済効果、これは町では、現在あるんですか、そういった試算的部分というもの。あるか、ないかで結構です。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (相原信孝)

課長 お答えします。

さまざまな試算は出ております。国のほうでも出している試算がございますけれども、町としましては具体的な試算は行ってございません。

以上です。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (成田光一)

私も、たまたま今回調べた結果というか、感想なんですけれども、その調査によってばらばらです。中には、例えば100組の夫婦、年代にもよりますけれども、100組の夫婦200人が移り住んだ場合の試算として、60億とかという数字を出している調査もあるんですね。夫婦で60億ですので、1人当たり、計算すれば出てくる数字ですが、それくらい、やっぱり経済効果というのはあるんだなということを今回ちょっと調べてみてびっくりしました。

ですから、やっぱり人口減少どうのこうの言う以前に、やっぱりこういった移住・定住というのはもっとやっぱり力を入れながらどんどん当局でも進めてもらうほうが功作なのかなというふうに思いました。できれば、この後でもいいですので、町独自の試算、20代の人に来た場合何ぼになるとか、30代の人に来たらどうなるとか、そういった部分というのはいろいろ数字出せると思いますので、それを目標にしながら、こういった施

策に取り組んでいただければなというふうに思います。

話、戻る、行ったり来たりするわけなんですけれども、実は、私も先月の北海道みたね会に別の角度から参加する機会がありまして、参加させてもらいました。もちろん、町長、課長、一緒でしたので、わかる話なんですけれども、やっぱり高齢化しているということは、なるほどなというふうに思いました。参加した人が28人でしたか。そのほかに、総会資料を見ますと19名の欠席者の方からのコメントがありまして、町長、読んだと思いますけれども、「足腰が弱くなったので、ことしから行くのをやめます」とか、「今入院中なので、ちょっとことしは行けないです」とか、19名のほとんどがそういったコメントだったんですね。参加者もほとんど高齢の方ということですので、年々やっぱり参加者が減るのかなというふうなちょっと不安を覚えながら帰ってきました。

約2名の方が、若い人が父親のかわりに来たという人がいましたので、ちょっと希望、光があるのかなというふうにも思ってきましたけれども。やっぱりこういったふるさと会あってこそその移住・定住も当然あるわけですし、そういった物販のことも基本として出てくるわけですので、本当に頑張っていたきたいものだなというふうに思いました。という感想です。

この質問について、最後、町長に伺います。

我々議員も、先ほどの説明であるとおりの、議長以外は、東京みたね会とか北海道みたね会には基本的に行っていないので、見たことがありません。今回、質問するに当たりましていろいろ聞き取り調査をしたわけなんですけれども、ただ、人からの話だけで、聞き取りで自分で判断して質問させてもらっています。

何か、やっぱり違うんじゃないかなというふうに思ったのが正直なところなんです。我々、連れていってくださいとは言いませんけれども、4年間で一度も議員視察の研修も我々していないわけなんですけど、そういった研修の途中で、例えば東京みたね会に合わせて寄るとか、北海道みたね会に合わせて立ち寄るとか、議員としての見聞を広げるという観点からもやっぱり参加が必要なのではないかなというふうに思いました。調べて初めて、みたね会、ふるさと会がどうなっているのかというふうなのが見えるわけです。やっぱり自分の目で見たり、聞いたりしないとわからない部分というのは当然あるわけですので、今後、こういった部分も当局でちょっと考えてほしいものだなというふうに思いました。これは最後、感想として、次の質問に移ります。

済みません。町長、今の部分というのはどうですか。ちょっと考えを述べてください。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (三浦正隆)

たしか、私の記憶もちょっと定かじゃないですけども、何年か前に、東京みたね会のほうに、全部の議員さんでなかったですけども、何名か出席されたときがあったかと思っています。そのとき、いろいろな町民の方の声がありまして、ちょっと我々も思わぬ反応に戸惑ったところがありました。今、成田議員がおっしゃったように、議会の方々もふるさと会の状況を見るとというのは私は必要ではないのかなと思って、たしか予算措置しながらやったつもりでありましたけれども、どうも、住民の皆さんの感情はちょっとまた違ったというふうな思わぬものがありました。

ただ、またそれはそのときの話でありまして、今は事情がどんどん変わってきておりますから、そういう住民の皆さんの考え方もまた変わってきているかとも思います。確かに、議員おっしゃるように、ふるさと会に行く機会、なかなかこの8年間の間に一回もなかったという方ももしかしからおいでかもしれませんし、そういう意味では、本当に残念なことで、やっぱり、実は北海道のほうでそういうことを言われまして、議員さんももっと来たらどうですかということ新しい会員の方から言われました。なるほどなというふうに思っております。

新年度のことですので、まだ時間ありますから、少し議会の皆様とも協議しながら、予算措置が必要であれば予算措置しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
ぜひ、検討よろしくをお願いします。
次の質問に移ります。

大曲地区の歩道拡幅工事についてということでもありますけれども、これは国の担当者からいつまでに終わる予定ですかという、そういう説明というのはあるものなんですか、どうでしょうか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）
お答えします。

当初の説明では、用地補償の契約については28年度まで終わりたいというふうな予定だったんですけども、それ以降の計画については特に年限とかの計画はないというふうに伺っています。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）
終わりがない部分だという認識になるわけなんですけれども、今現在、未着工の部分先ほど町長からも説明ありました。20戸中、6戸ですか、それでも。そういうことのようにですけども、この未着工部分につい

て、じゃあ、今後どうなっていくのかというのは、当局としては把握していないということになるんですか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）

今のところ、交渉はしているようなんですけども、住宅の移転とかそういうものもありまして、簡単には移転ができないというふうな部分もあって、折り合いがついていないというふうな状況だと思っております。そういうことで、まだそれ以上のことはわからない状況であります。

以上です。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）

個別の問題でありますので、非常に難しい部分というのはあるのは承知の上で質問しているわけなんですけれども、やっぱり当初予定よりも遅れているということが事実ですので、町としても何とか、国に働きかけるとか、何でこうなっているのかということぐらいはやっぱり問題を把握する必要があるのでないかなというふうに思います。

その辺、どうお考えですか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）

それこそ個々の問題というふうに考えておりますけれども、これまで、町として協力できる部分は協力してきたんですけども、国の能代河川国道事務所のほうからも、町からこういったことをお願いしたいというふうな直接的な内容というふうなものは示されておりませんし、できれば協力したいというふうには考えております。

以上です。

議長（金子芳継）
11番。

11番（成田光一）

地元の自治会からも、例えば道路の取りつけ部分、側道の部分、そういったところとか、大曲の部落には2カ所の沼が集落の中にあるわけです。これは前の、私、一般質問でもしておりますけれども、こういうふうな形にしたほうがいいんじゃないですかというのは地元の自治会からも出ているはずなんですね。一向に今手つかずの状態でありまして、これは個別の問題ではなくて、町が動けばできる場所だと私はちょっと認識しています。どちらもそのままの状況なんですけれども、この2カ所の沼の部分について、進展とかあるものなんですか。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（高橋善浩）

沼のほうにつきましては、やっと内容的な部分に入ってきている段階です。まだ、ほかのほうの部分ができている部分がありますので、民間の部分ができている部分がありますので、沼の部分については公用地としてなっておりますので、意外と早く手続ができるものというふうに考えていますので、民間がまず先行するというふうな形で捉えています。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

例えば公民館の隣にある沼なんですけれども、町長は毎日出勤で見ているとは思いますが、とても集落の中心にある景観のよい場所とは言えません。上のほうから流れてくる泥水で、雨が降るたびにどんどん泥がたまっていく場所ですし、草は伸び放題、隣の空き家の木なんかも、今、沼に倒れてきていまして、本当に見るに見かねないような状況です。毎日、住んでいる住民にしてみれば、早く何とかしてほしいというのが実際のところなんです。人が集まるたびにこの声が聞こえてきます。何とか先に進めてもらえるのであれば、ぜひ、国に働きかけをして、どうか進めていただきたい。

雨が降るたびに水かさがあるところはふえるところなんです。今までたまたま水害は起きていませんけれども、それは調節しながら頑張ってくれているおじさんがいて、今まで大雨が降ると板を取り払って水が流れるようにしたり、そういうふうな、やってくれている人がいるんですね。そういったこともあって今まで何とか過ごしていますけれども、やっぱりこれは自治会でも手に負えない状況になっているのは事実ですので、何とかひとつよろしく、対応を早めていただける対応をお願いしたいものだなというふうに思います。

あと、個別の部分も、もしかして、いろいろやっぱりまだ契約が進まない部分があるとするならば、やっぱり町としてもっと、一歩入ってもらって、何とか地権者の納得のいく形で工事を進めてもらいたいというふうに思います。問題があるかどうか、私はわかりませんが、そういうものがあるとするならば、ぜひ、これは守秘義務にも入るでしょうけれども、どうかひとつ、町としても調査するなり、一個一個、何とか前に進められるような手だてをしてもらわないと、せっかくあそこまで進んでも、いまだに状況は同じということであれば、何かあってからでは遅いわけですので、今必要があってやっている工事ですから、住民としては本当に早く終わってほしいというふうに願っているところであります。

自治会の要望からも見てわかるとおり、本当にせっぱ詰まった状況であることに間違いはありません。住民に、できれば、現状を説明会などを開くなどして、今こういう状況なんだと、これからはこういうふうにしてい

きたいんだとかというのがあったほうがいい時期に来ているのかなというふうに私は感じています。人が集まるたびにそういう話になっています。

町長、その辺いかが考えますか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）

説明会の前に、ちょっと課長が回答したことに関連しましてちょっとお話ししたいと思っておりますけれども。

かつては、用地交渉を、実は一般の民間の業者に国交省のほうではお願いしてやっていたようです。ところが、昨年あたりから、直轄で、能代工事事務所の方々が回ってやっています、大分、それで某地元新聞には進んでいないというふうな書き方されましたけれども、実は大分進んでいると私は思っております。

そういう意味で、直轄になって、国交省の方々が一生懸命頑張っていて、進捗率、面積とか戸数でいくと、確かにまだ80%もいっていないので、進んでいないような感じはしますが、ひところから比べると大分進んでいます、今、まだなっていないのは、いろいろ、その先の移転先とかそういうことを考えながら、考慮している方、考えている方々が多いわけでありまして、そういう意味では、格段に私は進んできたなというふうに思っています。

議員から先ほどありました2つの沼の問題、路線がちょっとこちらの西側のほうに移る関係上、あそこの佐々鋼さんの前の沼は多分、あそこら辺かかるでしょう。それから、佐藤光輝さんの隣の沼、公民館の隣の沼も、これは町の公有地でありますので、改良すること自体はあれでしょうし、それから、浜田の農村公園の例もありますので、町のほうでもいろいろ今後のあそこの場所のあり方をちょっと考えていきたいと思っています。

ただ、あそこは湧水がたしかあるはずでありまして、それから上のほうから、山の上のほうから流れてくる水もありますので、あの沼を全部つぶすというわけには、なかなか難しいだろうというふうに思いますけれども、その辺も含めまして、考えていきたいと思っています。

あと、地元の自治会さんからは、公民館の前のあたりが大分削られるので、そこと民間の消防の車庫との関係で、用地買収をしてくれないかというような要望も出ております。そういうことも含めながら、ちょうどその時期になりますと一体的に町が動けるようにしていきたいというふうに考えています。

検討会等につきまして、開催につきましては、いついつというふうな話はできませんけれども、いずれ、ある程度の節目の段階で、町のほうとしても、国交省さんと一緒に開催しなければならないというふうな、そういう認識でおりますので、ひとつ、よろしくお願いしたいというふうに思っています。

議長（金子芳継）
11番（成田光一）
ぜひ、検討会、説明会、よろしくお願いします。
以上で終わります。

議長（金子芳継）
11番、成田光一議員の一般質問を終わります。
次に、1番、大澤和雄議員の一般質問を許します。1番。

1番（大澤和雄）
私からは、さきに通告してあります3点について質問をさせていただきます。
まず初めに、主要農作物種子法の廃止に伴う影響についてであります。
主要農作物種子法は、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆を主要農作物として、その優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、圃場審査その他の措置を行うことを目的とし、公的種子事業として制度化されたものであります。
都道府県がみずから普及すべき優良品種を指定し、原種と原々種の生産、種子生産圃場の指定、種子の審査制度などが規定され、JAと一体となって優良な種子を安定的に農家に供給してきました。しかし、来年4月からこの種子法が廃止されれば、農家へ優良な種子が安定的に供給されるのか、大変危惧されますが、今後どのようにしていくのか伺いたいと思います。
また、種子法が廃止され、種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を支払わなければ種子が使えなくなることが懸念されております。
種子法廃止後も民間企業に全て委ねるということではなく、都道府県の公的取り組みが後退することのないように、今後も安定的に農家へ種子を確保できるよう、関係機関に働きかけていかれるよう努力すべきと思っておりますが、これらの対応について伺いたいと思います。
次に、地上配備型迎撃システム配備候補地についての問題であります。
11月17日付の県内地方紙の報道によれば、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」を2基を配備する候補地として、政府が秋田市新屋町の陸上自衛隊新屋演習場と山口県萩市の陸自むつみ演習場に絞り込んだことが政府関係者の取材でわかったと報道されております。また、既に実施している現地調査の結果を踏まえ最終決定する見通しとあります。
これが配備されれば、地上配備であり、敵の攻撃を受けやすい大変危険なものと言われております。候補地とされる地元の住民の不安もさることながら、県内に迎撃システムを地上配備されれば県内全体が危険にさらされるのではないかと懸念するものであります。
このことについて町長の見解を伺いたいと思います。

次に、受動喫煙防止対策についてであります。
受動喫煙とは、室内と室内に準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることとあります。
秋田市では、平成26年4月に市の管理する公共施設の受動喫煙防止対策に関する指針を定めるに当たって、厚生労働省が多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきである。また、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいと示された趣旨を踏まえ、新たに指針を策定しております。
本町では、町の管理する公共施設の受動喫煙防止対策はどのようになっているのか伺いたいと思います。
いわゆる建物内の禁煙、敷地内禁煙等の対応はどのようになっているのか、これらを伺いたいと思います。
また、受動喫煙防止のための啓発運動や対応はどのようになっているのか伺いたいと思います。
受動喫煙防止対策は、生活習慣病予防の重点課題として取り組むとともに、受動喫煙防止対策には禁煙者の増加が不可欠であり、禁煙に向けての普及啓発を進めるべきと考えるものであります。これらの対応について伺いたいと思います。
よろしくお願いします。

議長（金子芳継）
1番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。

町長
それでは、1番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。
まず、最初のご質問でございますけれども、大沢議員ご承知のとおり、種子法は、米、麦、大豆といった主要作物について、優良な種子の安定的生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律でございます。
種子の試験研究や生産自体は、都道府県の農業試験場やJA・普及センターなどが担っていますが、地域に合った良質な種子やその他種苗が農家に行き渡るように、種子法の下で農業試験場などの運営に必要な予算などは国が担ってきております。
種子の安定供給を支えてきたこの種子法は、今年2月に廃止法が閣議決定され、4月には法案可決、成立し、来年4月1日に廃止されることが決まっております。
国では、種子に関する仕組みが、民間の品種開発意欲を阻害していることをその理由にしており、種子の生産コストが国の財源で賄われているなど、現行制度では都道府県と民間企業との競争条件が対等ではないとも説明しております。
グローバル化を推進する中で、企業の活動を阻害するような規制を緩和する措置の一環という見方もあり、また、種子法をなくして、民間企業、特に外国企業の参入を積極的に進めようという思惑があるのではないかと

の専門家の分析もごさいます。

そこで、議員ご指摘の今後はどうなるのかというご質問でございませけれども、種子の生産・普及事業にかかる費用が将来的に国から予算が出なくなるのではという懸念がありますが、これまで種子生産に取り組んできた米どころの行政担当者は、予算の根拠となっていた種子法がなくなることの影響は未知数であるとコメントしております。

また、米や麦、大豆などの種子をめぐる状況がすぐに大きく変わるということは恐らくないという一方、公的資金のサポートがなくなれば、将来的に生産コストが上乘せされて種子の価格がはね上がり、食品価格に転嫁される影響が懸念されております。

また、国や都道府県が種子事業から撤退し、民間に委ねられた場合、新品種について改良部分だけでなく種子全体に特許をかけ、企業がその所有権を主張することも起きかねません。特許料を払わなければその種子が使えなくなる民間企業による種子の私有化が進むこともあり得るとしております。

平成29年11月15日付、農林水産省より、稲、麦類及び大豆の種子について通達があり、主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う、経過措置と経緯が5項目に示されたところであります。

ちょっと詳しくご説明申し上げますと、大きく分類しまして、1つ目に、種子・種苗行政の改革についてという項目がございませ。2つ目に、主要農作物種子法の果たしてきた役割と廃止に至るまでの経緯について書かれておりました。3つ目が、種子法廃止後の都道府県の役割について。そして、4つ目に、稲、麦類及び大豆の種子の品質確保について書かれておりました。5つ目に、民間事業者への種苗の生産に関する知見の提供ということで、この5項目が書かれておりました。

改めて言うまでもなく、農産物の価値を決定づける種子、その他の種苗については、我が国農業の国際競争力を決定づける極めて重要な農業資材であります。そのためには常に国際競争力のある優良な種子その他種苗を官民含めた国の総力を挙げて開発し、国内に供給する体制を構築することが必要不可欠とされております。

議員ご指摘の、農家への安定的種子確保の対応については、今後、秋田県より、本県における種子生産体制について情報をいただけることになっておりますので、町としては、安定的種子等確保を推進していく上で、国・県と情報を共有しながらJA等とも連携・協力し、種子・種苗等に関する情報発信と普及啓発に取り組んでまいり所存でございませ。

次に、2つ目の項目の「地上配備型追撃システム」配備候補地についてお答えします。

政府は、11月に北朝鮮に対する弾道ミサイル防衛、いわゆるBMDというのでしょうか、ミサイル防衛の新規装備となる地上配備型追撃システム「イージス・アショア」の配備候補地に、陸上自衛隊新屋演習場、秋田

市新屋町でありますけれども、と、陸上自衛隊むつみ演習場、これは山口県萩市でございませけれども、この両市に配備することを検討していることが新聞報道等で発表されております。

また、佐竹知事や穂積秋田市長の新聞報道のコメントによれば、東北防衛局に幹部職員を派遣し、報道されている内容について確認させたが、今は事項要求の段階であり、どこに配備するかを含め現時点では何も決まっていないとの回答でありました。

国の防衛ということに関しては、国の専権事項であり、県及び市には拒否する権限がないのも事実であります。配備を決定するに際しては、この配備によりテロや攻撃の標的になり得ないのか、それから、レーダーが放つ電磁波の影響がどうなるのかといったさまざまな懸念される点や不安・疑問について、政府は真摯に向き合う必要があると考えますし、また、必要な説明を求めてまいりたいというふうに思っております。

大沢議員3つめのご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の受動喫煙防止対策についてお答えいたします。

健康増進法が制定された平成15年から受動喫煙の防止については努力義務とされておりますが、町では合併以前から分煙方式を実施するなど受動喫煙対策を実施してまいりました。現在、町が管理する公共施設の受動喫煙対策として、建物内禁煙が24カ所、それから、敷地内禁煙が13カ所、建物内喫煙可能施設が3カ所となっております。

次に、受動喫煙防止のための啓発であります。町では5月に開催されたチャレンジデーにおいて、山本地区3保育園で、子育て中のお父さん、お母さんに子どもへの受動喫煙を考えてほしいという思いで、ティッシュを配布しております。また、秋田県では受動喫煙防止対策ガイドラインが策定されておりますので、県からガイドラインリーフレット及び町内事業所向けに「受動喫煙防止宣言施設」を募集するチラシが配布されておりましたので、本庁・各支所、ゆうばる、ゆめろんに配布しております。

次に、生活習慣病につきましては、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。その多くは、不健全な生活の積み重ねによって内臓脂肪型肥満となり、これが原因となって引き起こされるものであります。日常生活の中で、適度な運動、バランスの取れた食生活、たばこ対策、アルコール対策、睡眠対策を実践することが生活習慣病の予防につながってまいります。

町としましても、生活習慣病予防につきましては最重点の課題と認識しております。現在、糖尿病重症化予防対策として、町内医療機関と連携し、糖尿病が重症化するリスクの高い人を抽出し、受診勧奨、お医者さんの診断を受ける受診のことですけれども、受診勧奨や保健指導を実施する予定となっております。また、保健指導の取り組みにつきましても、毎月各地域を巡回する健康相談を初め、町広報にはクアオルト運動教室や地元

食材を活用した減塩健康食の紹介など健康に関する情報提供を行っております。

健康づくりには、日常生活で実践が可能な運動を中心に、若い段階、高齢者になってからじゃなくて、若い段階から健康増進に意識をしていただくことも重要と考えておりますので、今後も健康づくり支援のための環境づくりに努めてまいります。

ありがとうございました。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

1番、大澤和雄議員の再質問を許します。1番。

1番（大澤和雄）

まず、1点目の主要な穀物種子法の廃止に伴う影響についてでありますけれども、町長が今答弁されたとおり、全て、私も疑問に思うことが全て答弁されておりましたけれども、本当に今まで種子というのは、それほど政府は、民間企業を阻害する要因の一部だということを大きな理由として、今回、廃止したんですけれども、種子というのはやはり公的なものという考え方があるんですよ。

種子というのは一体誰のものかと。誰のものでもない、いわゆる公的なものだという考え方からして、この種子法というものがあって、民間に全て委ねるということは今までやってこなかったし、実際、種子生産というのは、非常に、いわゆる原種、原々種、そしてまた、それを生産する農家、厳正に守ってきたわけですよ。ですから、これを簡単に民間に委ねて競争力をつければ良いというものでは私はないと思うんですよ。非常にそういう面では、果たして大丈夫なのかと。今まできちんと原種を農家に供給してきたんですけれども、そういうシステムがきちんと守られていくのかどうか、非常にその辺が我々農家としては不安なところがあるわけです。

特に、今町長もおっしゃったように、種子法があったからこそ、国の予算もあったわけで、まさにそれがなくなるということは、突然急激に変わることはないだろうと、種子法廃止に伴う附帯決議も、予算確保の附帯決議も同時にされているんですけれども、町長おっしゃったように、その根源となる種子法が廃止されることによってどうなるのかという、未知数だという、町長がまさにおっしゃったとおり、非常に心配されているわけです。

三種町では、稲の種子栽培は私はないのではないかなと。私ら農家は、稲は能代の荷八田は結構、大分前から稲の種子生産盛んなところなんですけれども、あと、県内、下新庄、あの辺、金足の周辺、その辺も非常に農家が高齢化で、そういう栽培管理を厳正にやるというのも大変だというのは聞いていますけれども、非常にそういう公的な機関と一体となって、JAと一体となって、きちんとそういうものも栽培に取り組んできたわけ

で、その辺が今後どうなっていくのか、私らも非常に心配なところですよ。

稲の種子は三種町ではないと思うんですけども、あるのか、ないのか、私わからないんですけども、大豆の種子は委託を受けてやっている方がいるんですよ。だから、そういう方が非常に不安に思っているのかなと思うんですけども。大きく変化はないのではないのかなとは思いますが、その辺、把握している分ありましたら、教えていただきたいんですけども。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

種子法の廃止による町内業者への影響ですけれども、大豆等を町内のほうでやっている業者があるというのは私存じません。したがって、どの程度の影響があるかどうかということもつかんでおりません。

議長（金子芳継）

1番。

1番（大澤和雄）

わかりました。

私の近く、大豆を結構生産している方がおまして、聞いたら、大潟村の大豆の試験場のほうから委託されて、種子、大豆栽培という、大豆の種子の栽培というか、種子を委託されてつくっているということで、そういうことを私聞いておりました。

大きく変化はないとはいえ、そういう生産にどういう影響があるのか。恐らくご本人も非常に心配されているのではないかなとは思いますが、いずれそういう、もし、情報が入り次第、そして、きちんと確保されるような、種子栽培でも、もちろん農家に対しても、種子がきちんと、大豆なり、稲なりの種子が確保されるように努めていただきたいと思っております。

次に、2点目の地上配備型迎撃システムについては、三種町に直接という影響は、それもわからないし、もちろん、いわゆる新聞報道が先行していて情報が錯綜している状況なので、私もどうこうというのは非常に難しいことなのかなとは思いますが。町長がおっしゃったように、いずれ標的になるのか、電磁波の影響等々、必要なものは求めていきたいということでございますので、町民にとっても、このミサイルの配備というだけではなくて、いろいろな意味で、町長の行政報告にもありましたような、ああいふ船の漂着とか、非常に、毎日のようにそうしたことをめぐる報道がなされていて、本当に町民もいろいろな面で不安を持っておられると思いますので、そうした情報が入り次第、教えていただければなど、対応していただければと思います。

これはこれで終わります。

次に、受動喫煙防止対策についてでありますけれども、結構、今回、きのうは何か八峰町でも質問されていたようではありますけれども。いずれ、28年8月、県が県内の市町村庁舎の受動喫煙防止対策の実施状況を把握するために調査した中で、25市町村中、18町村の本庁舎が建物内喫煙可であり、建物内禁煙は7市町村、庁舎の敷地内禁煙はゼロという結果だということになっております。

本町ももちろん建物内喫煙可ですよ、確かに。今後、建物内喫煙可から徐々に敷地内禁煙まで進めるといふ考えはあるのかどうか。それはもちろん、学校等はもちろん、医療機関とか、それから、保健センターとか、そういうものは全面的に敷地内禁煙ということだとは思っておりますけれども、その辺の今後の対応はどういうふうにご考えておられるのか、ちょっと伺いたいですけれども。

議長（金子芳継）
総務課長。

総務課長（腰丸 豊）

お答えいたします。

庁舎含めて、町の施設ということで、敷地内まで禁煙ということになりますと、長時間の会議、研修会、あるいは講演会、また、文化施設においては発表会、イベント等においては、たばこを吸われる方にとりましてはかなりつらいことなのではないかと思われまます。そのことで、参加率、足が遠のくことが多少なりとも懸念されるところであります。まずは、たばこを吸われる方には携帯の吸い殻入れを持ち歩くとか、周辺の人に配慮するといったマナーの啓発に取り組みまして、たばこを吸う人と吸わない人がうまく共存できないものかなと思っております。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けては、喫煙を規制する動きもあります。今後は、健康増進法の趣旨、県・町の取り組みを念頭に入れつつ、時代の趨勢に沿って検討、判断してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（金子芳継）

1番。

1番（大澤和雄）

何か、今、総務課長が答弁した意味はよくわかるんですけれども、受動喫煙防止のためにはかなり消極的な考え方ではないかなと思っておりますけれどもね。

北秋田市では、一般質問されて、市長は、段階的にいわゆる建物内禁煙から敷地内禁煙へ移行すべき措置を検討していると、かなり踏み込んだ答弁をしているんですけれども、総務課長は、共存できないかというような、かなり消極的な発言ではないかなと思っております。

例えば建物内禁煙例、これは秋田市なんですけれども、全館禁煙、建物

機内禁煙で、ただし喫煙場所の設置を敷地内にとすると。その場合、喫煙場所の設置においては、対象施設の出入口付近から極力、直線で20メートル以上離すなど必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、こういうふうなことも書いているんです。つまり、逆流して入ってくると、余り建物から離しても効果がないと。そういうことで、こういう例もちゃんと図にあらわして、こういう指針を示しているんです。

ですから、そういうことも私は必要なのではないかなと思っておりますけれども。総務課長、そういう意味では、非常に消極的な考え方なのかなと思っております。特に、いずれ平成27年6月1日から職場の受動喫煙防止対策が事業所の努力義務となったんですよ。これは厚生労働省でそういうふうなパンフレットを、29年版出ていますけれども、だから、やっぱり積極的に努力すべきではないかと思っております。もちろん、支援事業も立ち上げているんですよ、厚生労働省で。ですから、こういうものをきちんと対応していけたらいいのではないかと。

受動喫煙、ちょっと私インターネットで調べて、ちょっとなかなか出て来なかったんですけれども、新聞で受動喫煙の防止の何か会長みたいな人のコメントがちょっと載っていたのを見たことがあるんですけれども、受動喫煙というのは、たばこを1本吸っている間に、隣で受動喫煙した場合、最高で5分間寿命が縮まると、そういうふうに言われているというんですね。

ですから、非常に受動喫煙というのは、もちろん喫煙する方も健康を害するんですけれども、受動喫煙、その隣にいる方も、周りの人も、本当に非常に予想以上に健康を害するものなんだなと思っております。

ですから、もうちょっと頑張って、結局、町長もおっしゃったように、最後は、生活習慣病予防の一番の大きな要因ではないかなとも思われますし、もちろんそれによって医療費がかからなくなるというか、そういうことにもつながっていくと思っておりますので、積極的に対応されていけたらいいのではないかなと思っております。

当然、私も壇上でも言いましたけれども、受動喫煙もさることながら、当然ながら、まず禁煙者の増加に努める。いわゆるたばこをやめる人を多くふやすということも、それも何よりも大切なことなので、町長、いろいろなところで、そういう禁煙というか、そういうことを進めるというか、保健センターあたりもたばこの害についてとか、そういうことをいろいろなところで講話するというか、そういうことは私は必要だと。

つまり、今たばこをやめるに当たって、今、健康保険ききますから、年1回。やはりそういうこともきちんと教えるというか、そういう方法もありますよということも、大いに保健センターのほうでも、そういうことに啓発に努めていけたらいいと思っておりますけれども、そういうことは、町長、どうなんでしょうか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）

なかなかこの問題は、本町でも、葉たばこをやっている方がおりますので、余り、私からいろいろ禁煙の講話とかというのはしづらいんですけども。それはそれとしても、確かに議員がおっしゃるように、最高5分ですか、寿命が縮まると。何か喫煙している人と、喫煙しない人では、8年、生涯寿命が違うというようなデータも出ているようでありましてけれども、確かに健康被害は大変大きいということで、先ほど、総務課長の答弁で、ちょっともう少し踏み込んだらどうかというようなお話がございましたけれども、今、議員がおっしゃったような、入り口付近の20メートルというのは、実は、皆入り口付近でたばこを実は吸っているわけなんです。その役場庁舎のところで、プレハブの建物の中で皆さん吸っているわけでありましてけれども、それだってせいぜい五、六メートルぐらいしか離れていないので、逆流するというのであれば、もう少し離さなければいけないのかなと思っています。

ただ、敷地内禁煙というのは、これは例えば都会のように空間が狭いところだと、多分敷地内禁煙ということも考えられると思いますけれども、本町のように、周りが平野のところを、そこまで敷地内、厳格にする必要があるのかなという、ちょっとそれは気はありますが、ただ、時代の流れというものも多分あると思いますので、とりあえずは、まず、敷地内で吸う場合も、入り口から少しある程度の距離を話した形でやるとか、そういう形で、出入口から離れた距離のところを設置するとか、そういう形でしていきたいなというふうに思っています。

それから、禁煙という講話につきましても、今、申しあげましたように、実は、三種町はたばこ税というのが1億円ぐらい入っているんですね。そういう問題もありますので、一概にたばこはだめですよというようなことも、ちょっと私としては言いづらいところもありますが、やっぱり、言わなければいけない時期が来ているのかなという気もしています。

それから、今のほうでは、税制改正で4年間で3円上げるというような案が出て、大体決まったのでしょうか。そうすると、実は、何かちょっと聞いた話ですと、たばこ税が上ると、それだけ、結局税収がふえるかという、ふえないんだそうです、実は。高くなって買わない人がふえるので、やめる人がふえるので、結果的には、同じぐらいの税収しか入ってこないというような話もあるようであります。

いずれ、この問題は、なかなか微妙なところもありますので、総合的に判断しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

1番。

1番（大澤和雄）

私も受動喫煙について、もっと早く、本当は私も町の対応をお聞きした

かったんです。しかし、今、町長もおっしゃるとおり、私もたばこ農家、親しい方もおりますので、実は私も遠慮はしていたんです。つまり、簡単に、今回は、ですから、受動喫煙というテーマで、「たばこをやめなさい」。「たばこは害があるからやめろ」とか、もちろん、「たばこの栽培農家もやめろ」と言うものではないんですよ、私も、もちろん。

ですから、そういうきちんとした法規制をするのであれば、秋田県、あるいは三種町でも、それこそ、たばこ農家は、じゃあ、どうするのかという、そういうこともきちんと、いわゆる農林課サイドでは、優良なたばこ栽培のために、県でもそのとおり、頑張ってきたわけですから。知事も、何かちょっと、かなりそういうことを考えておっしゃっているのかなというように、そういうこともちょっと、私もちょっと不安に思ったときもあるんです。

ですから、私も、決して、そういうたばこ農家に対する支援は、それはそれできちんとそれは対応すべきだと思いますし、そのことで、私も非常にどう取り上げたらいいのかというのは、私も悩んではいたんですけども。ただ、受動喫煙という防止対策というのは、やはり今そういう一つの流れではないかと思ったわけです。そして、日本たばこ産業のホームページでも、いわゆる受動喫煙防止については、それは健康をきちんと守るという観点から、反対ではないと。いわゆる分煙なり、そういうことの対応はきちんとすべきだと。そういうことをちょっとホームページに出しているんですね。そういうことも踏まえながら、私もこの問題を今回取り上げたんです。そして、八峰町の例も何か、事業所ですか、北羽新報に出していましたので、そろそろそういう流れなのかなということで、私も。

町長も、対応も非常に難しいとは思いますが、やはり何よりもきっかけがあれば、受動喫煙なり、喫煙も、きっかけがあればやめられますし、特別意志が強いとか、弱いとか、余りそういうことも関係なくて、きっかけがあれば、そして、医療機関のサポートを受ければ、健康保険、1年間はききますので、そうすれば、自分一人がやめようというのではなくて、そういう医師と一緒にサポートする人がいれば結構やめられるんですね。だから、そういうことも保健センターあたりではぜひとも、また、健康のために、母子健康手帳の交付の際に、子供に与える影響とか、防止、そういう啓発等にこれからも努めていかれるべきではないかなと思うんです。

私は、こういう一つのそういう流れではないかと。そして、たばこをやめるということは、何よりも、そのご本人がいわゆる生活習慣病にかからなくなるというか、本人の健康のためでもあるということで、そういう啓発に努めていただきたいなと思います。

以上で終わります。

議長（金子芳継）

1番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、15番、伊藤千作議員の一般質問を許します。15番。
15番 (伊藤千作)

それでは、一般質問を行います。
今の大澤議員の受動喫煙防止の話は、大変耳に痛い話でありました。
それはさておき質問を行います。

第1として、介護保険における連続改悪についてであります。

1997年の介護保険法成立から20年がたちました。今も介護の現場では介護自殺や介護殺人、介護離職など深刻な事態が続いております。介護での虐待のニュースも後を絶ちません。国の社会保障連続改悪、社会保障費の自然増の強引な削減がとりわけ介護に深刻な打撃を与え、矛盾を激しくしております。

現在、介護保険の65歳以上の被保険者は全国で3,457万人、このうち、要介護、要支援として認定されている人が638万3,000人となっております。実際、サービスを利用した人は556万6,000人です。介護保険の総費用、介護給付、プラス、利用者負担は、介護保険スタートの2000年度3.6兆円から、2016年度の10.4兆円と3倍に伸びております。2014年から16年は、目に見えて総額が抑えられております。一方で、3年ごとの事業期ごとに決定される介護保険料は、当初の第1期の月2,911円から、今の第6期の5,514円へと大幅に引き上げられております。

また、制度施行以来の介護職員数の推移も、給付の増大にあわせて当初の54万9,000人から、2015年度は183万1,000人にふえております。ただし、訪問介護では非常勤の比率が7割近く、施設でも3割近くが非常勤であります。65歳以上の人口が2000年の2,200万人から、2015年にはちょうど1.5倍の3,300万人に増加しました。とりわけ、介護の利用がふえる75歳以上の人口は1.8倍に伸びる中で、介護の役割は非常に大きくなっているもとで制度の改悪が連続してきたのであります。

もともと、介護保険制度は、介護が必要になれば誰でも介護を受けられる。家族介護から介護の社会化を進めるとして、鳴り物入りでスタートしました。しかし、国の負担が4分の1と少ないなど、国の責任が明確でなく、皆保険制度といいながら、低所得者が利用できないおそれがあり、保険あって介護なしの根本的欠陥を持って始められました。

それが2005年には在宅との公平を理由に、施設入所者に対して居住費や食費の負担を持ち込み、負担増だけでなく、実質、施設からの追い出しを始めました。そのときに政府が強調したのは、軽度者への予防を重視し、施設に入らなくてもいいようにするというものであります。高齢者に対し、予防を重視して、要支援をつくらないように、要支援の人も予防を重視し、重度化せず、要介護にならないようにすることを強調されておりました。

しかし、2014年の改正で、要支援を切り捨て、施設を中心である特別養護老人ホームの入居者についても、要介護1・2の人を原則的に施設入所を排除しました。それまでの高齢者のためという理屈などを放り投げて、ひたすら介護費用が伸びないように、制度の切り捨てを進めてきたのであります。

とりわけ、2010年に政権復帰した安倍自公政権が進めているのは、予算の圧縮だけでなく、社会保障を否定し、公的介護保障を否定し、高齢者の介護のあり方をそのものを破壊する攻撃になっております。

制度の改悪で何が起きているのでしょうか。2014年の改正では、要支援1・2の訪問・通所介護に対する保険給付が外され、市町村が行う地域支援事業に移行されました。介護保険の予算を使いますが、現行担当のサービスのほか、ボランティアの活用や地域の助け合いなどによる安上がりサービス、さらには、一般高齢者と一緒の健康づくり、健康教室でもよいとするものであります。この結果、利用者のサービスが削られ、事業所も経営が成り立たなくなる例が生まれております。

介護保険外し、サービスの切り捨てがどんな事態を生んでいるのでしょうか。大阪の例では、病院退院後、デイサービスと訪問介護サービスを受けていた要支援の人が総合事業に移行させられ、DVDを見ながらの体操を勧められたが、結局は何もできず、寝たきりになり、入院、そして、要介護5になってしまった例や、埼玉県和光市の例では、介護制度から本人の同意なしに突然卒業にされ、市から卒業記念証が送られた76歳の男性のケースでは、市も誤りを認めたものでありますけれども、もともと要支援2で週2回のデイサービス、これは朝の10時から夕方4時まで通っておられました。週1回45分のヘルパーも来ておられました。かわりに案内されたのが、週1回、わずか1時間半の健康教室であります。身体機能はむしろそれで悪化してしまいました。ほかにも制度の移行で、車の送迎も打ち切られ、通えなくなって、3カ月間、家で引きこもって経過するうちに認知症が進んでしまった例もあります。

総合事業の移行は、2015年から17年度までの間に完了させることになっておりますが、共同通信が行った自治体へのアンケート調査では、回答した1,575自治体の45%が「運営に苦勞している」と回答しております。「順調」は27.4%でした。住民主体型サービスを実施しているのは7%だけでありました。そして、これから国が狙っている要介護1・2の軽度者も保険給付をやめ、総合事業へ移行させることについては、1,562市町村の回答のうち、63.7%が反対だと答えております。

自治体の担当者からは、「地域によっては住民の7割が65歳以上、担い手の確保は困難だ」とか、「これまで専門職が提供してきた支援を住民に任せることに戸惑いがある」、あるいは「事業への移行で介護格差が生じる」などの声が上がっております。

介護保険利用料は、2014年度に2割負担、2017年度に3割負担へと引き上げが行われました。このうち、2割負担となったのは、年金収入、単身、280万以上というもので、決して高所得とは言えない人たちであります。このため、訪問介護の入浴支援を大幅に減らした。あるいはもうこれ以上の負担はできないとショートステイサービスの利用を中止したなどの例が数多く生まれております。

さらに、2020年度からは、要介護1・2の人に対する生活援助とその他のサービスを総合事業に移す制度改定を行う計画であります。介護職員らが在宅を訪問して行う介助サービスのうち、掃除や調理など、直接身体に触れない生活援助について、1日に複数回、報酬の算定ができる現行の報酬体系は必要以上のサービス提供を招きやすいとして、問題視しております。

ケアプランを作成するケアマネジャーに対して、生活援助中心型の訪問介護で一定回数を超えるケアプランは保険者である自治体に届けを出させ、市町村は地域ケア会議などでサービス内容の検証を行い、ケアプランが不適切な場合は是正を促す仕組みを提案しております。

厚労省は、平均利用回数から外れるものを通常の利用状況と著しく異なるとして、介護度別に基準になる回数を算出、要介護1で月26回、要介護2で月33回など、基準回数を超えるものを届け出の対象とするものとしております。

しかし、厚労省自身が合計計90回以上の多数回以上の利用がある自治体にサービスの必要性について調査したところ、48県中、46県が適正なサービス利用だと回答しております。

多数回利用の例として示されたものには、独居で認知症のため、服薬の管理が必要、あるいはせん妄等のため、他のサービス利用は難しい、また、配偶者も介護状態で支援が受けられないなど、機械的な回数制限で介護給付を取り上げれば在宅の生活が立ち行かなくなり、重度化を招きやすい現状を示すものが目立っております。

生活援助中心型の訪問介護は、これまで国はたびたび削減対象として取り上げてまいりました。厚労省が報酬改定の審議で示してきたのは、生活援助に特化した担い手を養成するための要件を緩和した研修の新設や訪問回数の機械的制限など、徹底した軽度者切り捨ての方針であります。

前回の報酬改定で、要支援1・2を介護給付から外したのに続き、要介護1・2の軽度者への介護給付の切り捨て、社会保障を大幅に削減したい狙いがあります。

福祉情報を発信しているオフィス・ハスカップの小竹さんという方は、次のように話しております。

「この改定案について、一日に複数回の生活援助サービスが必要な人は、回数が制限されると暮らしに支障が出ます。経済力がない人は家族が見るしかなく、制度が掲げる介護離職ゼロと矛盾します。市町村が地域ケ

ア会議で複数回利用の検証を行うとしておりますが、1,700を超える自治体の作業負担を考えれば、どこまで対応できるか。最初から基準を超えないケアプランに誘導され、利用抑制につながる可能性大です。回数にこだわり、わずかな不適切事例をあげつらうのは、利用者、介護者の不安を拡大し、ケアマネジャーやホームヘルパーの働く意欲を低下させるだけであります」と述べております。

町長は、介護保険法の制度改悪についての見解と今後どのように対応していくつもりでしょうか。

次に、福祉灯油の実施についてであります。

福祉灯油を最初に実施したのは、私の認識では、2007年度であったと思います。原油の高騰に伴い、高齢者世帯などを対象にしたものであります。当時は、国や県も助成に踏み出し、当町も足並みをそろえたものであります。次年度も当時の佐藤町長は実施に踏み出しました。実施理由として、灯油価格は下落傾向にあるとはいえ、原材料の高値で食料品の値段が上がり、町民の生活が苦しくなっているなどの理由でありました。その年は、国・県の助成の方針がない中での町独自の実施でありました。

この冬は、寒さの厳しさが早まり、暖房の使用も早まり、灯油消費量も高まっております。増税や年金の引き下げなどにより、町民の暮らしも大変厳しくなっております。灯油価格も、昨年比でも高くなっており、寒い東北地方ではどうしても暖房は欠かせないものであります。今のところ、県の助成をやる等の話は聞かれませんが、町単独でやってきた例もあり、灯油価格も上がり、低所得者の負担も大変だと思っております。高齢者世帯、母子家庭等へ福祉灯油の実施に踏み出したらどうでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

15番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (三浦正隆)

15番、伊藤千作議員のご質問にお答えします。

まず最初の質問でございますけれども、介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズが増大する一方、核家族化の進行、それから、介護する家族の高齢化など、介護を支えてきた家族をめぐる状況の変化を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年(2000年)4月に創設された社会保険制度でございます。

介護保険の仕組みにつきましては、運営を各市町村が行い、40歳以上になりますと被保険者として介護保険へ加入することとなります。40歳から64歳までの人は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要とされた場合は介護サービスを受けることができ、65歳以上の人は、要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでも介護サービスを

受けることができます。

これまでの介護保険制度改正は、その時々的情勢の変化、介護保険財政の適正化に対応するために行われてきており、中には介護報酬の引き下げもありましたが、職員処遇改善加算の増などにより実質の引き下げ幅を軽減するなど、可能な限り介護事業者の経営悪化につながらないようにされています。

また、要支援に係る介護予防事業について、市町村が実施する総合事業へと変更されましたが、三種町では総合事業でもこれまでと同様のサービスが受けられることとなっており、利用者への影響はございませんでした。

訪問介護サービスの見直し案については、具体的な内容については通知等により示されてはおりませんが、報道によりますと、厚生労働省が社会保障審議会へ報告した内容と思われます。訪問介護サービスのうち、掃除や洗濯などを手伝う生活援助についてのものであり、ヘルパー資格の基準緩和については、ヘルパーの資格がなくても新設される短期研修を修了すれば生活援助サービスを行えるようにしており、子育て後の女性や元気な高齢者等の社会参加を促すことにつながるとして、生活援助の部分に限定はされますけれども、介護ヘルパーの担い手確保対策に有効と考えます。

また、生活援助サービスについて1日に複数回利用した場合に確認・是正する仕組みを設ける方針を示したとされますが、これについては、適切なサービスについては必要に応じて認められる仕組みとなるように期待するところであります。

報酬カットによる事業所の倒産・廃業については、三種町では該当する事例はございません。

今後も、介護保険法に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して日常生活ができるよう、介護予防事業や地域包括ケアシステムの構築・推進を図りながら、介護保険事業の円滑な運営を行って行きたいというふうに思っております。

議員の2点目のご質問についてお答えいたします。

「ことしも低所得層への福祉灯油を実施してはどうか」とのご質問ですが、本町においても、平成19年、そして、平成20年及び平成25年に、灯油価格の高騰が低所得者世帯に経済的負担を強いていると考えまして、灯油購入費の一部を助成した経緯がございました。このときは、国が地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金で、助成費用2分の1を特別交付税措置としたのに加え、県でも1世帯当たり5,000円を基準として2分の1を市町村に助成し、残りを一般財源で対応したものであります。

今般の灯油価格につきましては、上昇傾向にあり、このまま高騰が続いた場合は、町民生活に影響があるものと考えております。このようなことから、当町といたしましては、今後の価格変動を注視するとともに、国・

県及び周辺市町村の動向などを見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

15番、伊藤千作議員の再質問は、午後からとします。何ですか。

15番（伊藤千作）

時間、早くやれば終わるから。

議長（金子芳継）

いいですか、やりますか。じゃあ、再開します。

当局の答弁が終わりました。

伊藤千作議員の再質問を許します。15番。

15番（伊藤千作）

今、介護保険の改悪については、町長の答弁がありましたけれども、今度の生活援助をめぐる、回数の制限とか、今まで、何か多いところでは90回以上やっているというところもあるんだらうけれども、そこについては、三種町では平均でどのくらいの生活援助の回数を利用している方々がいるんですか。こんなに多く利用している方は中にいるんですか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

生活援助に限りまして、ちょっと手元に資料がございませんので、後で報告させていただきます。

議長（金子芳継）

15番。

15番（伊藤千作）

いずれ必要なので90回ぐらいは利用している中身については、先ほど、いろいろ私る壇上でも言ったんですけども、これを今、国のほうは、基準を設けて、全国平均利用回数、プラス、標準偏差値の2倍、偏差値を70に設定してやろうとしておるようです。ですから、本来だったら、必要に応じてサービスを利用する人たちに、この基準で、それ以上はだめだというふうなことになる、非常に生活状態に影響を及ぼすというふうなことになると思うんです。ですから、私は、当町としては、多分、要介護1・2というのは、前に資料で、要介護1が352人、要介護2が264人という資料でありましたけれども、こういう方々が今までどおりに生活支援を制限されないように、これからも、ちょっと対処していただければなというふうに思っているところです。その点はどうですか。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

介護度1・2の方についても、総合事業に移行されましても、三種町としては、事業者・利用者のどちらにも影響が出ないようにサービスを提供するものでございます。

議長（金子芳継）

15番。

15番（伊藤千作）

そういうふうなサービスが低下しないように、今後、ぜひとも対処していただきたいと。

ちょっと、懸念されるのが、サービスを抑制するためにみずからが、例えばケアマネジャーがケアプランをつくってくるわけでしょう。それを最初から回数を制限したり、あるいは町としては予算措置を余り出したくないものですから、そこを制限してくるということが考えられるわけですね。ですから、そのところをやっぱり今までどおり対処できるように、ぜひしてっていただきたいというのが、これが介護保険。

もう一つ、福祉灯油ですけれども、今さっき壇上で言った前の町長、佐藤町長さん、そのときに最初の導入したときは国・県の補助があったんです。次の年も町独自でやったんですよ、国・県の補助なしで。そのときも5,000円だったのかな、ちょっと忘れたけれども。

ですから、どういう考えで基準にするかということは、灯油の高騰も一つの基準かもしれない。そして、やっぱり住民の暮らし、低所得の方が本当に暮らしに困っている、そこを援助するという考えで導入するとかという、いろいろな考えがあってもいいと思うんですけども、できれば、やっぱり灯油が物すごく今高くなって、負担が、物すごく感じる人方がやっぱりいる話を聞くものね。だから、こういう方々にやっぱり援助をするということで、今回も、まだ今検討中でしょうけれども、今後、いい方向に、ぜひ、支援する方向に考えていただければいいなということで、時間前に終わりたいというふうに思います。

議長（金子芳継）

15番さん、先ほど保留されておりました答弁、福祉課長より答弁いたします。福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

先ほど答弁を保留しました生活援助、三種町では月平均14.3回でございます。

議長（金子芳継）

15番さん、いいですか。（「終わり」の声あり）

15番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

これをもって本日の会議を閉じます。

散会いたします。